

# 令和6年度 消防設備士義務講習実施要領

香 川 県  
一般社団法人香川県消防設備協会

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施します。

1. 受講義務者 免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内にこの講習を受講しなければなりません。

（ただし、所定の期間（前記の2年又は5年）内に同じ講習区分を受講した方は、今回受講する必要はありません。）

## 2. 講習日、講習会場

講習日		免状種類	講習区分	定員	講習会場
前期	11月12日(火)	甲種・乙種 第4類	警報設備	168人	香川県土木建設会館 高松市松福町 2-15-24 TEL 087-821-3315  講習会場の駐車場は台数に限りがあります。 公共の交通機関をご利用ください。
		乙種 第7類			
	11月13日(水)	甲種・乙種 第1類	消火設備	168人	
		甲種・乙種 第2類			
		甲種・乙種 第3類			
	11月14日(木)	甲種・乙種 第5類	避難設備 ・消火器	168人	
乙種 第6類					
後期	令和7年 1月21日(火)	甲種・乙種 第4類	警報設備	168人	
		乙種 第7類			
	1月22日(水)	甲種・乙種 第1類	消火設備	66人	
		甲種・乙種 第2類			
		甲種・乙種 第3類			
	1月22日(水)	甲種・乙種 第5類	避難設備 ・消火器	102人	
乙種 第6類					

## 3. 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
1 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項	9:30～12:00
2 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	13:00～16:30
3 効果測定	16:30～17:00

※ 受付時間 9時00分～9時20分（科目免除者は12時30分～12時50分）

## 4. 講習科目の一部免除

一つの区分の講習を受けた後、6ヵ月以内に他の区分の講習を受けようとする方は、講習科目の「1 工事整備対象設備等の関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項」の受講を免除します。  
他県で過去6ヶ月以内に受講された場合は、免状の裏面を申請書の裏面に貼ってください。

## 5. 受講申請の受付期間

- (1) 受付期間 前期（11月）は、10月 7日から10月22日到着分  
後期（1月）は、12月 9日から12月23日到着分  
※受付期間外には、受付することができませんので、必ず受付期間内にご提出ください。  
※定員になり次第締め切りとなります。

- (2) 申請書提出方法 持参または、郵送

受講該当講習区分

消火設備

警報設備

避難設備・消火器

